

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年2月8日(木) 午後3時

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員48名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	43番 田上 辰也	44番 中川 宣長
45番 山下 知文	46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭
48番 山田 博幸	49番 一木 文雄	50番 橋本 義則

欠席委員(上記48名中8名が欠席)

2番 津田 征士郎	5番 藪田 英明	10番 三原 勉
20番 園田 操	28番 榊永 築	33番 高群 藤雄
43番 田上 辰也	48番 山田 博幸	

午後3時00分 開会

事務局 こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数48名中40名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

 それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は皆様大変お忙しい中に農業委員会総会にご出席いただき、本当にありがとうございます。また、きのうニュースで報道されていますように、大変大雪で寒波が続いているわけでございまして、農家の方々も大変被害が多いとテレビなどで報道されております。それで大変熊本市も毎日大変寒い日が続いておりますので、健康には十分注意されますようお願いいたします。

またそれから、本日の総会1号議案から7号議案でございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。本日の議事録署名者には、23番の竹原孝昭委員と25番の清崎勝矢委員を、書記に事務局の甲斐芳幸主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請を初め、追加議案まで含め予定されております。10件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 すみません、文章の訂正がありますので、よろしくお願いします。

まず、目次のほうからお願いします。目次の第2号議案、公売買受適格証明願ですけれども、こちら1件取下げがっておりますので、4件を3件とお願いいたします。第2号議案ですね、公売買受適格証明願、こちら4を3と訂正方お願いします。また、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、こちら今2件になっております。こちら1件取下げがっておりますので、1と訂正お願いします。あわせて、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらについても25を24と1件取下げがっておりますので、よろしくお願いします。それに伴いまして、合計数89を86と訂正方お願いします。

続きまして、個別のものにいきます。1枚開いていただきまして、1ページですね、1ページの5番、これは土地の表示なんですけれども、今西区河内町東門寺字内霍、こちら霍という字を消してもらって、鶴、鶴屋デパートの鶴ですね、鶴と訂正方お願いします。内鶴177

ー2になります。

続きまして、ページが5ページになります。5ページの2番ですけれども、こちら取下げがっておりますので、斜線等で対応お願いします。ページ5ページの2番が取下げがっております。

続きまして、ページが6ページになります。1枚開いていただいて6ページですね。6ページの1番、こちら取下げがっております。第4条の許可申請ですね、こちら1番について斜線等で対応方お願いします。

続きまして、8ページになります。8ページの8番の譲渡人ですけれども、今住所が●●●番地●となっております。こちら●●の間違いです。ページ8ページの8番の譲渡人の住所ですけれども、今●●●●●番地●になっておりますので、●●番地●●です、●の後に●の追記をお願いいたします。それと同じページの9番ですけれども、こちら取下げがっておりますので、斜線等で対応方お願いします。

続きまして、14ページになります。14ページから皆さんに4枚もののレジメのほうをお配りしております。こちら5号議案についてはこちらの別にお配りしております4枚ものの確認をお願いいたします。まず、ちょっと早口になりますけれども、全部お伝えしたいと思えます。まず、14ページの2番ですけれども、こちらの備考欄の移転期間というのがあります、こちらに金額、下段のほうですけれども。40万1,485円となっておりますが、こちらが10万8,515円となります。同じく、1つ下段の3番の備考欄ですけれども、こちら2段目につきましては今103万7,886円、こちら訂正いただいて、100万2,064円と訂正方お願いします。

続きまして、ページ15ページの4番ですけれども、こちらの備考欄については、追記で、一時利用地、4筆を矢印して1筆、西区西松尾町字上塘添215-1で、1,283㎡と追加でお願いします。

同じく、今度は19ページになります。19ページの筆に関しましては3筆目になりますけれども、こちら字抜けています、字井手元117-1-1-10とこちら追加お願いします。同じく4筆目についても同じです。字井手元117-1-1-30です、こちら。一番下段の筆ですけれども、河内町岳字開田と抜けておりますので、こちら追加お願いします。

それと、20ページにいきます。20ページについても上から全て、すみません、字が抜けておりますので、字開田、字椎倉というんですかね、こちら全て追記お願いします。また、作付作物についても4番目からは水稻ではなくて果樹と、果樹にさせていただきまして、一番下

段のところに土地の所在地が字外平と追加方お願いします。

訂正については以上です。

議長 それでは、続きまして、第1号議案、農地法第3条の許可申請、19件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2号の判断基準により、地区委員会における協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

2番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

3番は16番と関連で、後継者へ経営移譲のための使用貸借権の再設定をされる申請です。借人は、水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、ナス、タマネギを作付される計画です。

以上3件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

4番、5番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかんをつくられる専業農家で、申請地にもみかんをつくられる予定です。

5番は、同居の後継者へ贈与されるものです。譲受人はみかん、梨をつくられる専業農家で、申請地にもみかん、梨をつくられる予定です。

以上2件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元より報告ございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

7番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

8番と9番は関連で、8番は従兄弟へ贈与、9番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画ですが、長年水稻の作付をしていなかったため、地区委員会に出席いただき、聞取調査を行い、問題ないことを確認しております。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から10番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

11番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻と牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

12番と13番は関連で、12番は子へ、13番は孫への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は親子で水稻、麦、大豆、牧草を作付されており、許可後は引き続き牧草をつくられる計画です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、八千代市千丁町で水稻、キャベツ、ブロッコリーを作付けておりますが、

熊本市での農地取得が初めてであるため、地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞取調査を行い、問題がないことを確認しております。許可後はキャベツをつくられる計画です。

15番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、親子で牧草を作付されており、許可後も牧草をつくられる計画です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、10番から15番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

9番 西川秀文委員

9番委員です。

16番、17番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は3番と関連で、後継者への経営移譲のため使用貸借権を再設定される申請です。譲受人は、水稲、ナス、タマネギをつくられる兼業農家で、許可後も水稲をつくられる計画です。

17番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人はメロンと水稲をつくられる専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当していないと確認しました。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、16番、17番について地元委員の報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

18番、19番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための所有権移転申請です。申請人は、主に肉用牛と牧草及び露地野菜を作付される専業農家で、許可後は牧草を作付される予定でございます。

19番は、経営拡張のための所有権移転申請でございます。申請地にはスイカ、メロン、キュウリ、セロリ等を生産する兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上2件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、18番、19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして第2号議案、公売買受適格証明願（耕作目的：会許可）、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いいたします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から4番までは関連で、西区中松尾町の畑3筆の公売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期日は平成30年2月28日です。1番は、みかん、水稻を栽培されている専業農家で、申請地にはみかんを作付される計画です。

2番は取下げでございます。

3番は、果樹を栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはみかんを作付される計画です。

4番は、みかんを栽培されている専業農家で、申請地にはみかんを作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で聞取調査を行い、協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、買受者として適格であると判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番、2番は取下げで、3番、4番、地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であると決定いたします。
　　なお、願出人が最高価買受申出人となられた場合には、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が公売買受適格証明の交付時と異なっていないと会長が認めたときは許可証を交付してよろしいかお諮りします。

いかがでしょうか、ご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、そのようにいたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。1番は取下げですから、2番です。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸車両置場のための転用許可申請です。隣接する自動車修理工場が修理等で預かった車の保管場所として利用するものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積505㎡に25台分の車両置場、移動旋回スペースの計画で妥当な面積と思われます。排水計

画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。しかし、許可を得ないでこれまで貸車両置場として使用してきたことについて始末書の提出があっております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 1番は取下げで、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、24件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番から5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

1番、2番は関連で、自動車の中古車販売などを営む法人が農地に使用貸借権を設定し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地です。土地利用計画は、申請地は県道熊本空港線、通称第1空港線に近く、借受予定の法人が申請地の建設地で中古車販売業務を営んでおり、自動車の保管スペースが業務量の増加により不足しており、新たに駐車場50台分を確保するための計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年11月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

3番は、宅地建物取引業務を営む法人が、農地を所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地です。土地利用計画は、申請地周辺は近郊住宅地に近接しており、またショッピングセンター、高速道路インターへも比較的

近いことから、住宅需要が高いため建売住宅5棟を整備される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、近接地との被害防除等については問題なく、周辺農地の影響に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成31年2月25日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

4番は、土木工事業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地です。土地利用計画は、申請法人は周辺で土木工事を予定しており、資材置場が必要であるため、申請地に砕石、山砂、砂利などの資材置場として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年3月28日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番は、土木工事業等を営む法人が農地の所有権を移転し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請地は県道熊本空港線、通称国体道路沿いに位置し、付近には学校、病院、社会福祉施設などがあり、駐車場の需要があるため、貸駐車場5台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年7月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番から5番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

4 番 上妻孝市委員

4 番委員、上妻です。

6 番、7 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6 番、7 番は関連で、太陽光発電設備への転用申請で、所有権移転されるものです。申請地は、周辺に遮蔽するものなく十分な日照が確保され、ソーラーパネル地域に最適であるため設定されました。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電規模91kW、太陽光パネル288枚を設置される計画です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、2月中旬より5月中旬までの約3か月間を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、2件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分管理、立地基準、転用の確実性など、一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

4 6 番 赤城英雄委員

4 6 番委員、赤城です。

8 番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8 番は、先月の地区委員会において隣接地との境界が不明瞭であったため継続審議になっていた案件です。農地区分は、市街地の区域等に隣接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積605.92㎡に建売住宅3棟を建設予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成3

0年8月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

9番は取下げ。

10番から12番は関連で、所有権移転による個人住宅建設のための許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、498㎡に個人住宅1棟の建設で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年5月1日から平成30年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による貸駐車場への許可申請です。農地区分は生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、258㎡に普通車10台分の貸駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年2月20日から平成30年3月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用基準を満たすものと協議しました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、8番から、9番は取下げでございまして、10、11、12、13番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による資材置場のための転用許可申請です。

譲受人は城南町近郊で土地造成及び建物建築の工事を受注している法人です。これまでは城南町に資材置場を2箇所賃貸していましたが、貸主から契約を終了したい旨の届出を受けており、新たに資材置場を確保する必要があるため、当該地を設定したものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砕石、山砂、砂利置場、型枠置場、パイプ置場及び重機等の車両置場で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可日から平成30年3月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地条件の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの結果でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

9番 西川秀文委員

9番委員です。

15番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、借人が賃借権を設定して太陽光発電機を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル288枚、低圧の売電計画です。転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。隣接地とは調整が済んでおり、周辺農地への被害防除など問題はないものと思われます。資金証明書など必要な書類は添付されております。工事は、許可後から平成30年4月30日までを計画されております。九電の工事負担金請求書も添付されています。

16番、17番は関連です。太陽光発電所事業を営む法人が賃借権

を設定して太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル281枚、低圧の売電計画です。転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。隣接農地とは調整は済んでおり、周辺農地への被害防除など問題はないものと思われます。資金証明書、必要書類は添付されております。工事は、許可後から平成30年4月30日までを計画されています。九電の工事負担金請求書も添付されています。

18番は、貸人、借人は義理の親子の関係で、借人の住まいが手狭なため、個人住宅を建築するための使用貸借権設定や転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟を計画されており、転用面積は妥当なものとして判断されます。給水は上水道に接続し、汚水、雑排水は市の下水道に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝に接続される計画です。隣接農地とは調整が済んでおります。周辺の被害防除など問題はないものと思われます。資金証明書など必要書類は添付されています。工事は、許可後から平成30年8月31日までを計画されています。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域の土地で、事前協議済みです。

19番から21番は関連です。農地改良の盛土搬入のための申請人が農用として一時転用し、一部転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、一時転用は不許可の例外に該当するものとして判断されます。道路幅4mから5mを計画され、転用面積としては妥当と思われます。工事は必要車両は手持ちの機械で行う計画で新たな工事費は不要なことです。雨水は地下浸透で、排水同意を得られております。なお、完了後は農地へ戻すとの書面が提出されております。

以上7件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議検討の結果、立地基準、一般基準とも満たされていると判断されます。

審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、15番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、22番。

45番 山下知文委員

45番委員、山下です。

22番から25番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番から24番は関連です。所有権移転と使用貸借による資材置場と道路拡張へ転用のための申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定について、申請人は古民家を活用した住まいに住みたいとして古民家を探し購入されましたが、自身の事業が宮大工のため、自宅近くで利便性のよい資材置場が必要となり、当地を選定されたもので、代替地の検討もなされています。資材置場、建設とともに自宅である古民家の増改築も計画されており、このための建築用道路として既存の道路を幅員2mから4mに拡幅することが必要となりました。土地利用計画は、建築用資材置場と車両の回転スペース、取付道路と増改築による関連する道路拡幅部分で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は所有権移転による駐車場建設のための申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1を超えない拡張については不許可の例外として許可されるとなっております。既存施設の総面積は3万8,799㎡で、これに該当します。土地の選定については、会社の規模拡大により社員がふえ、事業用の車両もふえたため、駐車場が不足し、他の土地を探したが適当な土地がなく、本件土地が既存の工場や駐車場にも近接しており、道路に接し、利便性もよいことから選定されました。土地利用計画は、車両16台分の駐車場で、転用面積としては適当と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年10月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般

基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、22番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせて説明いたします。まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細14ページの1番から15ページの4番までの合計4件で、1番から3番までが公社からの売り渡し、4番が相対による売買です。面積は4件合わせまして、田4,085㎡、畑7,425㎡の、合計1万1,510㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細15ページの5番から30ページの25番までで、貸し手21名、借り手19名の、件数21件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が16件で、面積は21件合わせまして、田7万2,297㎡、畑5万82㎡の、合計12万2,379㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、飼料作物、果樹、畑作物、その他です。

次に、再設定分です。明細30ページの26番から32ページの32番までで、貸し手7名、借り手6名の、件数7件です。契約期間別では、6年未満4件、10年以上が3件で、面積は7件合わせまして、田2万3,383㎡、畑7,450㎡の、合計3万833㎡です。権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、飼料作物、花卉です。

続きまして、第6号議案です。33ページの表をごらんください。

こちらは、農地中間管理機構との新規設定になります。明細34ページの1番と2番で、貸し手2名の件数2件です。契約期間別では、

10年以上が2件で、面積は2件合わせまして、畑のみの2万483㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は畑作物です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われております。全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。
この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区長嶺東2丁目の畑3筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、1番につきましては、引き続き農業経営を行っているように証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見、ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区健軍本町の畑7筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、2番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見、ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、相続税の納税猶予継続のための証明願で、願出人は専業農家で、東区戸島西7丁目の畑3筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、3番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見、ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
　　続きますので、4番。

9番 西川秀文委員

9番委員です。

4番、5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番、5番はそれぞれ願出人より申請があった農地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では証明することに何ら問題ないことを協議しました。

審議のほう、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見、ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
　　次に、追加議案です。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　追加議案についてご説明いたします。お配りしておりますが、こちらの資料をごらんいただきたいと思っております。こちらの資料、追加議案1というふうには書いてある資料でございます。

追加議案は3件ございますが、全て農業委員会及び農業委員会事務局に関します規則、規程の改正案でございますので、3件続けてご説明をさせていただきます。

初めに、追加議案1の農業委員会の総会会議規則の一部を改正する規則についてですが、改正理由としましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員定数が24名になりますので、所用の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、12条と16条を改正いたします。資料の次の

ページをごらんください。規則の第12条は修正の動議ですが、議案の修正はこれまで3人以上の賛成者がなければ議題として審議できないとありましたが、農業委員が新体制24人となった場合は2人以上の賛成者がなければ審議できないとするものです。

規則第16条の採決の方法ですが、これまで5人以上の要求で投票での採決ができようになっておりましたが、新体制では3人以上の要求で投票での採決とするものです。

追加議案1の説明は以上です。

次のページをごらんください。続きまして、追加議案2の説明をいたします。熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規定についてですが、こちらの改正理由につきましても第1、先ほどの議案と同様となっております。

資料の次のページをごらんください。初めに、第6条の役員会ですが、下線部分をごらんください。現行のこれまでにんですが、これまでは会長が指名する委員をもって構成とありましたが、これを地区委員会を代表する委員をもって構成とするものです。

次に、第7条の専門委員会ですが、新体制では農業委員と担当区域を持ちます農地利用最適化推進委員とが連携し各業務を実施いたしますので、専門委員会は廃止といたします。

次に、現行の第8条ですが、こちらの商標についてです。商標というのは皆様にもお配りしておりますこちらの商標ですね、こちらについて改正をしております。現行では農地利用最適化推進委員に商標を交付した場合の規定がありませんので、この最適化推進委員を加えるものとなっております。

追加議案2の説明は以上です。

次のページをごらんください。続きまして、追加議案3の、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規定について説明をいたします。服務規定の改正理由も追加議案1と2と同様に、農業委員会法の改正に伴うものが主な理由となっております。条文の番号変更などの改正点の説明は省略をさせていただきます。

主な改正点といたしましては、次のページをごらんいただきたいと思います。第5条の事務分掌のところですが、これまで第6号では耕作放棄地解消事業に関すること、第7号では農地の利用状況調査や利用意向調査に関することとありますが、これをまとめまして、農地等の利用の最適化の推進に関することに改正いたします。このほかに、現在設置しております調査員が本年3月末をもちまして廃止となりますので、これにつきましては事務分掌から削除をしております。

追加議案3の説明は以上です。

議長 ただいま事務局より追加議案3件につきまして説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議はないということで、改正案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5の報告事項です。初めに、議案別冊の報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません、議案書の黄色の冊子のところをごらんください。報告事項としまして、1番から12番までの事項が上がっております。件数が全てで101件となっています。

以上、報告いたします。

議長 次に、次第6、その他ですが、本日は1件ありましたが、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、お配りしております資料の1枚紙なんですけれども、右上に研修会のご案内というふうに書いてあります資料をごらんいただきたいと思います。

こちらは例年開催されております熊本県農業委員会活動強化推進大会が開催されます。平成29年度は平成30年2月23日の金曜日、1時半からとなっております。会場は例年県立劇場で開催されておりましたが、今年度は市民会館シアーズホーム夢ホールにて開催されます。こちら熊本市民会館ですね。平年多くの方にご参加いただいておりますので、今年度も変わらず多くの方の参加をお願いしたいと思います。一番下に参加経費とございますが、こちらは事務局よりまとめてお支払いたしますので、各委員さんが負担をされる必要はございません。

以上、研修会のご案内について説明を終わります。

議長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規

定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、こ
れを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 3 時 5 9 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年2月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 竹原 孝昭

署名委員 清崎 勝矢

書 記 甲斐 芳幸